

## 2022年度賃金引き上げ夏季手当第5回団体交渉 リニア建設を直ちに中止せよ！ 出向社員・専任社員の 雇用・労働条件を改善せよ！ その他労働条件等の改善を要求！

本部は3月9日、「2022年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第27号）に基づく第5回団体交渉を開催しました。

今団交では、リニア建設、適正な要員配置、年休問題、勤務発表、規訂の訂正、組合掲示板等について、意見をぶつけました。

リニアに対して会社に細かく質問するも、データが無いとの回答を繰り返し、逃げの姿勢に終始しました。リニアに関しての申し入れは経営課題に関わることから窓口回答はやめるよう強く抗議しました。リニア開業見込みは2027年開業から頑として変えないと回答し、リニア計画そのものが予算を含めて厳しい状況であることが伝わってきました。

職場の適正な要因配置についても、詳細なデータの開示を求めたところ、「必要な要員は配置している。詳細を明らかにするつもりはない」との誠意のない回答をしました。

休日・勤務発表について、しっかり発表してもらわないと予定が立てられないと切実な要求をしたところ、勤務発表は「早い方がよいとは思いますが、実務上無理だ」、白日については「努力している」と答えました。

会社はこの通り、誠意の無い回答に終始し、対立で終了しました。

《主なやり取り》

## 申22号・申24号の窓口回答に抗議！！

組合：申第22号「リニア中央新幹線工事に伴う大井川水問題に関する国土交通省の専門家会議がまとめた中間報告に関する申し入れ」・申第24号「オミクロン株による新型コロナウイルス感染症拡大に関する緊急申し入れ」は組合・会社としても重要施策であると認識して、経営協議会開催を申し入れたが、窓口回答であった。経営協議会または団体交渉を開催する必要があった。抗議をする。

## 自然破壊・生活破壊・経営破壊のリニア事業は直ちに中止せよ！！

組合：2027年品川一名古屋間開業となっているが、工事の遅れで絶望的だとの報道がある。会社としては開業は何時となると見込んでいるのか。

会社：特に2027年度から変えていない。

組合：無理だと言っているではないか。

会社：無理だとは言っていない。厳しいと発言している。変えていない。

組合：確認する。2027年開業から変えていないと。4年後である。

会社：変えるという報道はない。

組合：静岡朝日放送のリニア特集番組でも社長が出て発言している。昨年夏の時点で言っている。

会社：変えるとはなっていない。新しく示していない。

組合：2027年目標を確認する。

組合：3兆円の財投は今までどのくらい使っているのか。財投資金であと何年持つのか

会社：分からない。

組合：建設費が1.5兆円増え、7.04兆円で、これでも建設可能と言うが、リニアで見込まれる収入も含め、どのような計算で大丈夫だと計算したのか。

会社：細かい内訳は分からない。必要な物を盛り込んで算定した上で大丈夫だと確認している。

組合：大丈夫と言うが、社員は心配している。根拠を示して欲しい。

会社：しかるべき部署・人がきちんと判断して結論を出している。私は信じている。

組合：信じられない。5.5兆でやるとそれで進んでいたのに1.5兆増額で、増加した割合が大きい。それ以前の計画は何だったのか。

会社：見直して増額しても、検証して大丈夫だと判断している。信じて欲しい。

組合：信じられない。しっかりその中身を説明してくれ。

会社：示した通りだ。

組合：ならば、リニア単体でいくらの収支を見込んでいるのか。  
会社：分からない。計算過程は示していない。  
組合：見込み収入を試算して大丈夫だとなっているのだから、分かるはずだ。  
会社：示していない。細かい計算過程は示していない。結論としてやっていける。信じて欲しい。  
組合：コロナ・ウクライナ情勢により、燃料が高騰している。資材費も膨らむことが想定される。トラックやシールドマシンの稼働に影響が予想されるが、どう考えているのか。  
会社：問題ない。将来のリスク要因を鑑みた上でやっている。  
組合：しっかり考慮しているのだな。  
会社：凸凹はある。それを踏まえてという所である。ただ、戦争が起きることを当時想定していたかと言うと・・・即座に反映されるものではない。  
組合：今後どのようにしていくのか。後日でも良い。全て示せ。  
会社：開示資料に記載の通りだ。あれ以上の情報は示していない。あれが全て。  
組合：企業秘密としているのか。  
会社：申し上げていない。  
組合：示さないこと、示す気がないことを確認する。令和4年度のリニア投資額はいくらか。  
会社：3月下旬の社長会見で示すことになる。計算中だ。  
組合：建設に必要な資金は財投以外にいくらか。  
会社：4.04兆円。7.04兆円マイナス3兆円だ。  
組合：変動があればと思い聞いた。資金調達が2兆円必要だとなっていたが、民間から借りるだとか社債の発行だとか調達の目途はあるのか。  
会社：資料がない。都度やっていく。必要な資金は借り入れ等やっていく。  
組合：財投の返済期限はいつなのか。  
会社：開示資料に記載されている。  
組合：その時の収入見込みはどうなっているのか。  
会社：収入見込みは出していない。金利、利率とかは出している。  
組合：リニア工事で立て続けに事故が起き、負傷者が出てしまっている。再発防止についてどう考えているのか明らかにせよ。  
会社：原因の追及ができていない。対策が出せない。  
組合：過去にも大きなプロジェクトでは工事によって多くの死者が出ている。リニア工事においても多くの死傷者が出てしまう恐れがある。これ以上犠牲者を出さないために中止せよ。  
会社：工事の安全を重視してやっていく。  
組合：誰が責任を持つのか。  
会社：誰が責任とそういう話にならない。よく分からない。  
組合：建設会社に責任を押し付けるのか。  
会社：工事の安全は施工会社が守っていかなければならない。一つの会社では

ないので、各々の施工会社の指示の元でやって頂く。

組合：絶対の安全はない。東南海地震の際プレートの変動が予想されるが、東海道新幹線に被害が出てもしニアは被害はないと言っているが、その根拠は何か。

会社：プレートのことは分からない。

組合：地震で南アルプス内のトンネルで停車し非常口から避難しても、外が吹雪状態でも乗客の安全は確保できるのか。

会社：出来ていないし、何も言えない。大丈夫なようにやっていく。

組合：文藝春秋で葛西が地方に経済効果があると言っているが、その根拠は何か。

会社：分からない。経済学者等が言っていることを総論で言っていると思う。

組合：名古屋開業でのぞみ廃止と言われているが、どう計画しているのか。

会社：まだ決まっていない。どの頃に発言したことなのか分からない。廃止はない。HP上にイメージ図がある。のぞみもそこには示されている。

組合：ひかりが増発となるのか。

会社：出していること以上は言えない。

組合：当時山田社長がリニアはペイしないと発言している。ペイしないリニアで東海道新幹線の収入を頼ってやっていくことになる。これからも賄えるだけの収入はあるのか。

会社：リニアは単体ではペイしないという話で、新幹線と一緒にやっていく。開示資料以上のことは言えない。

組合：リモートワーク、ネット会議も定着し、収入が見込めない。建設を中止せよ。経営破綻となれば誰が責任を取るのか。

会社：もしもの話はしない。経営破綻しないようにやっていく。乗車率も戻ると見込んでいる。

組合：組合としては経営破綻になると見ている。現場で働く社員が涙を流さないように。

静岡県のせいで工事が遅れていると会社は思っているのか。会社としてどう考えているのか。

会社：そのようなことは言っていない。

組合：静岡県のせいで遅れているとは言っていないと確認する。

乗車率も戻るのならベア・賞与も期待している。リニアに関して・経協か団交で行うように。これからも中止を求め申し入れを行う。対立を確認する。

## **適正要員を配置し、現場に負担とならないように！**

組合：適正要員でないから、年休申込みを行っても特休・公休となるケースがある。

会社：入らない場合もある。それを持って要員が足りないとは見ていない。  
組合：要員が足りないからそうなるのだ。  
会社：ん？何ですか？全社員が同時に申込みしたら、足りないとなるのか。  
組合：あり得ない。仮定の話だ。  
会社：申込数に応じて入らないのは当然の話だ。  
組合：適正要員の根拠は何だ。  
会社：会社が責任を持って配置している。詳細については明らかにする考えはない。  
組合：私傷病・転勤・パート異動に伴う教育や見習い、研セ入所、ワンステップ出張等も必要人員として要員化すること。  
会社：そのような所も勘案して要員を配置している。  
組合：それは何人くらい計算しているのか。  
会社：個別具体的には明らかにしない。  
組合：話にならない。現場としては要員は厳しいという認識だ。対立だ。

## **消化できなかった年休・保存休を不利益にならないようにせよ！！**

組合：消化出来なかった分は買い上げしないのか。  
会社：絶対にない。使って欲しいからだ。  
組合：少なくとも、時季変更権を行使した実績のあり、消化出来なかった分は買い上げを行うように。  
会社：行わない。  
組合：退職時の保存休暇付与日数は限度20日にせよ。  
会社：今はそのような考えはない。引き続き議論していければと思う。  
組合：退職日によって、年休が付与しきれないケースもある。前倒し付与はできないのか。  
会社：それはできない。  
組合：対立だ。

## **休日指定予定日の発表復活せよ！勤務表は予備月勤務者も全行路確定し発表せよ！！**

組合：なぜ休日指定表の発表を止めたのか。  
会社：10日に予定表を発表してから25日の勤務発表までに変わることがあるからと聞いている。  
組合：年休の趣旨からすれば、労働日が分かっているから申込みとなる。休日を指定しなければいけない。  
会社：普通に考えたら早く休日を知りたいと。そこまでに出来ないのでやめた。

早ければ越したことはない。実務上無理だ。コロコロ変わるのも申し訳ないので、25日まで待つて欲しい。

組合：以前は出来ていたのだから、それを取り除けば出来るじゃないか。

会社：波動が出てきた。その対応しないといけなくて、変更するのが申し訳ない。当時とも列車本数が違う。

組合：やれる職場はやってくれ。

会社：運輸区所以外はできないと聞いている。

組合：勤務発表が25日夕方に発表される場合がある。どうなっているのか。

会社：25日23：59までにやれば良いことになっている。早いに越したことはないと思う。何かあったのだと思う。

組合：9時に発表しろという指導になればそれに合わせて動くだろう

会社：そうだろうが、25日までにとなっている。それまでであれば協約違反ではない。

組合：対立だ。アケまでに見られるのがベストだ。

会社：それが良いと思うが、何かあったのだろうと思う。

組合：25日23：59までに出せば良いと言っているのではないか。

会社：そんなことは言っていない。

組合：発表が遅ければ、予定が立たない。早く発表するように。

白日の指定は徐々に減ってはいるが、まだ残っている。予定が立たない。

会社：協約改定で改善してきている。引き続き勉強していく。努力はしている。

組合：勉強出来るところはしていつて欲しい。

## **時季変更権の適切な運用を！！**

組合：年休指定日に入らなかった場合に、何日ではどうですかと指定はしないのか。

会社：それは絶対しない。時季指定は労働者が指定しないと。年休の概念だ。もう一度申し込んで頂ければ、そこでまた判断する。

組合：年休の概念は崩さないのだな。

会社：そうだ。労働者が指定するものだ。

組合：年休を多く抱えている方を優先して付与するように指導しろ。

会社：入り方は各職場に任せていて、抽選で行っている職場もある。各箇所実情もあり、任せている。

組合：抽選はおかしい。

会社：各職場に任せていて、指導できない。地方でやって欲しい。

組合：対立だ。

## **更衣時間は労働時間だ！！**

組合：使用者の拘束下. 指揮命令下にいないから支給しないと言われているが、

ロッカー室が与えられている。  
会社：更衣場所を指定していない。  
組合：通用しない。厚労省の指導に反している。  
会社：反していない。  
組合：何言われても変える気はない。然るべき場所に確認している。  
会社：それはどこだ。  
組合：それは言わない。  
会社：家から制服を着てきても良い。それほど指定していないので、労働時間としていない。ここで着替えろと言っていないので労働時間としない。  
組合：通用しない！対立だ！

## **規程の訂正は訓練内で実施せよ！！**

組合：余り時間などない！  
会社：所定労働時間の余り時間でやって頂く。  
組合：できる人はいない！ロッカーに保管しており、そこまでの往復する時間もある。切り貼りしないといけない場合もある。ハサミ、ノリもなくできない。  
会社：余り時間にてやって頂く。  
組合：できない場合、超勤を申請すれば認められるのか。  
会社：積み重ねでやって頂きたい。  
組合：淀川労基署から指導があったと聞いている。確認するが、超勤は認めないのか。  
会社：この場でその話はしない。積み重ねで十分に実施することができる。  
組合：できない場合は超勤を認めるとすれば納得する。  
会社：超過勤務として指示する考えはない。申告制のものではない。積み重ねで十分可能と考えている。管理者が指示すればその限りではないが、原則としてない。  
組合：管理者が指示すれば良いじゃないか。  
会社：原則としてない。  
組合：訓練でやれるじゃないか。  
会社：その考えもない。  
組合：対立だ。

## **シーツ交換は乗務員の負担にならないように！！**

組合：シーツが毎日変わる事は衛生として大切だが、装着と片付けに時間がかかり、休養時間に影響が出ている。  
会社：関係会社と掛け合って話をしたが、本社本部としてやれるところはここまでだ。地方で議論してほしい。

組合：全社的にやっているではないか。  
会社：各箇所の事情もある。  
組合：お金を出して業者に依頼すれば良いじゃないか。  
会社：シートについては申し上げた通りだ。  
組合：全部とは言わない。睡眠時間が短くなる行路に限定してやってくれ。  
会社：できない。要望があるなら地方でやって欲しい。  
組合：要望があって地方で取り組むなら、本社は口を出さないのか。  
会社：地方でできるならやってもらえばよい。現時点で統一的な意見にならない。  
組合：できない理由は何か。人がいないのか。  
会社：分からない。各支社からできないと聞いている。個別の話は地方で。  
組合：ならば、申し入れすれば業務委員会はやるんだな。本来なら団交だ。  
会社：業務委員会はなるのだろうか。  
組合：寝る時間に影響がでている！あらたな労働の追加だ！  
会社：自己の時間の話だ。清潔な環境を用意している。関係会社ができないと言っている。  
組合：関係会社が言っているのか。確認する。地方で申し入れたらやるんだな。  
会社：協約に基づき適切に判断する。  
組合：それならやらないじゃないか。そう指導するのか。  
会社：協約に基づき適切に判断するよう指導する。  
組合：やらないじゃないか。窓口回答ですませようとしている。対立だ。

## **出向社員もシニア契約社員となれる制度改正を！！**

組合：出向先でもまた継続して働きたい場合も、シニア契約社員として働けるようにしろ。  
会社：シニア契約社員としてはそれはない。その後働き続けるとしたらその会社との関係となる。そのような考えはない。  
組合：出したら出しっぱなしで冷たい。対立だ。

## **組合からの団交申し入れには誠実に対応しろ！！**

組合：有意義なものとするため窓口回答はやめろ。中間報告は会社施策に関わる重要なことだ！  
会社：該当しないため開催しない。  
組合：納得できない。これまでいくつ窓口回答で対応してきているんだ。回答はあるが、有意義な議論をするため開催しろ。  
会社：適切に対応している。  
組合：地方でCAST（運転支援端末）の出場報告で、乗務員勤務にも関わるこのため申し入れした。重要な問題であるが、一向に団交が開催されな

い。なぜなのか。しっかり指導しろ。  
会社：適切に対応するようにと指導する。  
組合：団交を期待している。

## **コロナ罹患でも不利益とならない取り扱いを！！**

組合：誰がかかるか分からない。罹患したくてなっている訳ではない。厚生労働省がエッセンシャルワーカーについては労災の申請があれば認めると言っているが、自分が申請しないといけないのか。  
会社：申請認められれば、そうなると思う。普通の労災と一緒だ。  
組合：申請を代理してやってくれる会社もあるようだが、その考えはあるのか。  
会社：その考えはない。  
組合：就業制限となっても100/100となるとようにせよ。感染リスクの高い仕事をしているのだから、現場の苦労に応えろ。  
会社：それはない。仕事でかかったら相談して欲しい。基本的には業務で感染は起きえない話だ。厚労省が示している対策は取っている。  
組合：いつかは収束する話だ。社員のために100/100とするように。  
会社：全く考えていない。  
組合：対立だ。

## **全ての職場に組合掲示板を！！ネタラメな設置基準はやめろ！！**

組合：労働協約のどこを根拠に撤去しているのか、示していない。  
会社：会社が使って良いと言っている。便宜供与は会社の判断だ。  
組合：便宜供与でつけたのは第何条だ。  
会社：第何条ではない。協約は手続きだけ。  
組合：労働協約第16条で人数は歌っていない。不当労働行為に当たる。なぜ一人になった場合に撤去となるのか。  
会社：これまでもずっとそれでやってきている。会社が判断している。  
組合：一方的にやっているだけだ。  
会社：これまでもお話しした通りだ。  
組合：撤去する根拠が協約上どこにもない。撤去するなら組合員がいなくなり、掲示責任者が用意できないのと、協約上違反があった場合だ。  
会社：会社が決めている。  
組合：ここに先決事項により取り消しができると書いてあるなら分かるが、それはない。勝手なやり方だ。  
会社：書く必要はない。会社が判断している。  
組合：何も書いてないのに勝手に剥がされているという認識だ。

会社：その認識は改めて欲しい。

組合：おかしい！会社こそ改めろ！一人だから撤去して良いなんて書いてない。許可を出して掲示板をつけさせたなら、協約上職場の組合員がいなくなるまで掲示板は撤去できない。この現状は協約違反だ！協約違反を確認する！！

会社：協約違反ではない。便宜供与はそういうものだ。

組合：会社が一方的に決めるものなのか。労働組合と協議して労働協約を決めるだろう。

会社：便宜供与はの話だ。会社が認めている話だ。

組合：労働協約に基づいて便宜供与があるのだろう。

会社：会社が使って良いよと認めているだけで、会社判断だ。

組合：確かに会社の許可を得て使っている。しかし、撤去の根拠は何か。

会社：許可があって、取り消しがある話。一名になったら撤去する。

組合：その根拠はどこから来た話だ。違反があった場合か、組合員がいなくなった場合でしか撤去できない。恣意的な判断だ。

会社：恣意的ではない。きちんとやっている。一名になったら撤去する。機能・目的は一名になった時点で失う。

組合：それはおかしい。宣伝も協約上認めている。他労組にも見てもらうことも大事だ。

会社：一名になった時点で役目は失う。

組合：話にならない。しっかりした根拠を言ってくれと言っている。先決事項ならなんでもできる。対立だ。

## **賃上げ回答日！**

組合：回答はいつ頃だ。

会社：適切に回答する。この後お知らせする。

3/18 11時 回答となります。

以上